佐賀市子ども・子育て会議委員辞令交付式 及び

第21回佐賀市子ども・子育て会議

日時:令和5年2月20日(月)

19:00~

場所:本庁 4階 大会議室

次 第

- ◎佐賀市子ども・子育て会議委員辞令交付式
- ◎第21回佐賀市子ども・子育て会議
- 1 開会
- 2 委員自己紹介
- 3 会長・副会長の互選
- 4 議題
 - (1) 佐賀市子ども・子育て会議の概要等について
 - (2)利用定員の設定について
 - (3) 障がい児の受け入れに対する補助事業等の実施状況について
 - (4) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況について
- 5 閉会

第21回佐賀市子ども・子育て会議資料

- 資料1 佐賀市子ども・子育て会議委員
- 資料2 佐賀市子ども・子育て会議の概要等
- 資料3 利用定員の設定
- 資料4 障がい児の受け入れに対する補助事業等の実施状況
- 資料 5 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況

佐賀市子ども・子育て会議委員

任期 令和5年2月1日~令和7年1月31日

令和5年2月1日現在

No	区分	所属団体名等	委員名
1	学識経験者	西九州大学教授	たかお かねとし 高尾 兼利
2	学識経験者	佐賀女子短期大学教授	^{あいうら まさこ} 相浦 雅子
3	幼稚園関係者	佐賀市私立幼稚園・認定こども園連合会 副会長	ふくもと ょしこ 福元 芳子
4	保育園関係者	佐賀市私立保育園会 会長	^{ふくだ} では。 福田 哲春
5	医療機関関係者	佐賀市医師会 理事 (小児科)	^{はしの かのこ} 橋野 かの子
6	医療機関関係者	佐賀市医師会 監事 (産婦人科)	^{たなか} ひろし 田中 博志
7	地域関係者	佐賀市民生委員児童委員協議会 児童福祉推進部会 部会長	やました いってつ 山下 一徹
8	企業関係者	佐賀青年会議所 常任理事室長	attan tensu 畠中 隆嘉
9	労働者代表	連合佐賀東部地域協議会	<pre></pre>
10	子育て当事者(就学児)	佐賀市PTA協議会 副会長	とがわ みえ 戸川 美恵
11	子育て当事者(未就学児)	佐賀市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 会長	ぃg かずあき 井土 一瑛
12	子育でサークル関係者	佐賀市子育てサークル連絡会	_{よしむら} じゅんこ 吉村 純子
13	要保護児童関係者	被害者支援ネットワーク佐賀ボイス 理事	はせがわ まりこ 長谷川 真理子
14	女性人材リスト	佐賀市女性人材リスト登録者	やまぐち みぇ 山口 美恵

【参考】令和4年度 佐賀市子ども・子育て会議 事務局

令和5年2月1日現在

部署	職名	氏名			
子育て支援部	子育て支援部長	************************************			
保育幼稚園課	子育て支援部保育幼稚園課長	まめだ しんすけ 豆田 伸介			
	子育て支援部保育幼稚園課副課長兼幼保支援係長	しゃ りょう 志波 良			
	子育て支援部保育幼稚園課副課長兼入所・入園係長	やまそと としゅき 山外 敏之			
	子育て支援部保育幼稚園課幼保事業係長				
	子育て支援部保育幼稚園課幼保事業係 (子ども・子育て会議 担当)	asst だいすけ 新 大介			
	子育て支援部保育幼稚園課幼保事業係 (子ども・子育て会議 担当)	ひがしじま しげき 東島 茂樹			
子育て総務課	子育て支援部副部長兼子育て総務課長	やまざき ひろじ 山 崎 浩二			
	子育て支援部子育て総務課副課長兼子育て政策係長	^{ふじもと} てっゃ 藤本 哲也			
	子育て支援部子育て総務課児童育成係長	_{わしざき ゆみこ} 鷲崎 由美子			
こども家庭課	子育て支援部こども家庭課長	^{すえつぎ} いっこ 末次 伊津子			
	子育て支援部こども家庭課主幹兼子育てコーディネート係長	ゃまもと 山本 ますみ			
健康づくり課	保健福祉部健康づくり課長	s a た いちょう 古田 一陽			
	保健福祉部健康づくり課主幹兼母子保健係長	ゃ*ぐ5 さだこ 山口 さだ子			

佐賀市子ども・子育て支援事業計画 事業の担当部署

担当部署	事業名
保育幼稚園課	教育・保育の提供
	利用者支援事業
	地域子育て支援拠点事業
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
	一時預かり事業
	一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)
	延長保育事業
	実費徴収に係る補足給付を行う事業
子育て総務課	病児·病後児保育事業
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
こども家庭課	養育支援訪問事業
	子育て短期支援事業
健康づくり課	妊婦健康診査
	乳幼児家庭全戸訪問事業

佐賀市子ども・子育て会議の概要等

(1) 佐賀市子ども・子育て会議の概要

会議の役割	・「特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)」、「特定地域						
Z 1300 1X 61	型保育事業(0~2歳を対象とする小規模保育事業など)」の利用定						
	員の設定の際に意見を述べる。						
	子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更の際に意見を述べる。						
	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要						
	な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。						
委員	·委 員 数 15人以内						
·在任期間 2年							
根拠法令	・子ども・子育て支援法第77条						
ا تعریدات	・佐賀市子ども・子育て会議条例						

(2) 佐賀市子ども・子育て事業計画の概要

計画の期間	・1期5年
	※現在の佐賀市子ども・子育て支援事業計画は第2期計画(令和2
	~6年度)。
計画の内容	・基本理念、基本目標、基本施策、基本事業
	・教育・保育の量の見込みと提供体制の確保
	・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保
	※詳細については、別添の「第2期佐賀市子ども・子育て支援事業計画(概要
	版)」を参照。
根拠法令	・子ども・子育て支援法第61条

利用定員の設定

- 1 新栄保育園 <認定こども園(保育所型)>
- 2 あかつき保育園 <認定こども園(保育所型)>
- 3 三瀬保育園 <認定こども園(保育所型)>
- 4 信光幼稚園 <認定こども園(幼保連携型)>

1 意見聴取の目的

「教育・保育施設」、「地域型保育事業」の運営開始の申請がなされた場合、その利用定員の設定にあたり、佐賀市は「佐賀市子ども・子育て会議」の意見を聴取する必要がある。

※新規設定のみ。定員の変更については、意見聴取は不要。

2 事業開始までの流れ

- ①施設の認可(教育・保育施設(保育所、認定こども園、幼稚園)は県、地域型保育事業は市の認可)
- ②市による施設の利用定員の設定
- ③市による施設の確認 (運営基準の遵守のため市町村が指導監督を実施)
- ④施設の運営開始

3 今回の意見聴取

利用定員の設定についての審議(既存の認可施設の増改築及び幼稚園の認定こども園への移行によるもの)

							5	利用定員		
No	施設名	施設の種類	開始年月日	新規·	校区	1号	2号	3号	3号	
INO	旭設石	川山田文の作業大兵	別如十万口	移行	化区			1・2歳	0歳	合計
						(増減)	(増減)	(増減)	(増減)	
			令和5年							
1	新栄保育園	認定こども園(保育所型)	4月1日	移行	新栄	15	84	48	18	165
			(予定)			(15)	(0)	(0)	(0)	(15)
			令和5年							
2	あかつき保育園	認定こども園(保育所型)	4月1日	移行	諸富南	15	54	34	12	115
			(予定)			(15)	(0)	(0)	(0)	(15)
			令和5年							
3	三瀬保育園	認定こども園(保育所型)	4月1日	移行	三瀬	5	20	7	3	35
			(予定)			(5)	(0)	(0)	(0)	(5)
			令和5年							
4	信光幼稚園	認定こども園(幼保連携型)	8月1日	移行	西与賀	24	21	12	3	60
			(予定)			_ · (▲11)	(21)	(12)	(3)	(25)

4 利用定員の設定に係る注意点

【利用定員の設定に係る注意点】

- 1 利用定員の区分は、四種類です。(①1号、②2号、③3号1・2歳、④3号0歳)
- 2 1号は、3歳の年度当初だけでなく、満3歳の年度途中からでも利用可能。
 - ・4月1日は2歳でも、年度途中で誕生日を迎え満3歳になれば、年度途中から1号児童として、「幼稚園」又は「認定こども園の幼稚園機能部分」に入園可能。(実質的には、2歳クラス)
 - ・この満3歳児については、受け入れする園、受け入れしない園がある。
- 3 在園児童は、基本的に同じ園の上のクラスにあがりますので、**定員は、基本的に年齢が上がるにつれて多く設定** するか、又は同数で設定します。



年齢が上がるにつれて増やす、又は同数。

(例外)

- ・認定こども園の定員については、下の年齢より少なく設定する場合があります。
- ・認定こども園の保護者の中には、児童が3歳以上になれば幼稚園に通わせたいという意向を持つ方もおられ、そのような方は、児童が0~2歳までは保育所機能部分を利用し、3歳児になれば幼稚園機能部分を利用します。
- ・このような場合を想定して、保育所機能部分から幼稚園機能部分へ異動する人数を見込み、保育所機能の3 歳児以上の定員については、2歳児の定員より少なく設定する場合があります。

	幼稚園機能	保育所機能	
5歳クラス	10人	15人	
4歳クラス	10人	15人	
3歳クラス	10人	15人	
2歳クラス	人0	18人	
1歳クラス	×	18人	
0歳クラス	^	9人	

少数ではあるものの、保育所機能部分を 利用する「3号児童」から、幼稚園機能部 分を利用する「1号児童」に変更する児童 も存在します。

その変更を見越して、2号児童の定員を3号児童の定員より少なく設定する園もあります。

【参考 保育所や幼稚園と認定こども園の主なちがい】

		認定区分	利用できる年齢	標準保育時間
認可保育所		2号(3~5歳) 3号(0~2歳) 保育の必要性あり	0歳~小学校就学前	11時間/日
認定こども園	幼稚園機能	1号 保育の必要性問わない	満3歳~小学校就学前	4時間/日
	保育所機能	2号(3~5歳) 3号(0~2歳) 保育の必要性あり	0歳~小学校就学前	11時間/日



【参考 幼稚園と認定こども園の主なちがい】

		認定区分	利用できる年齢	標準保育時間
幼稚園		1号	満3歳~小学校就学前	4時間/日
認定こども園	保育所機能	2号(3~5歳) 3号(0~2歳) 保育の必要性あり	0 歳~小学校就学前	1 1 時間/日
	幼稚園機能	1号	満3歳~小学校就学前	4時間/日

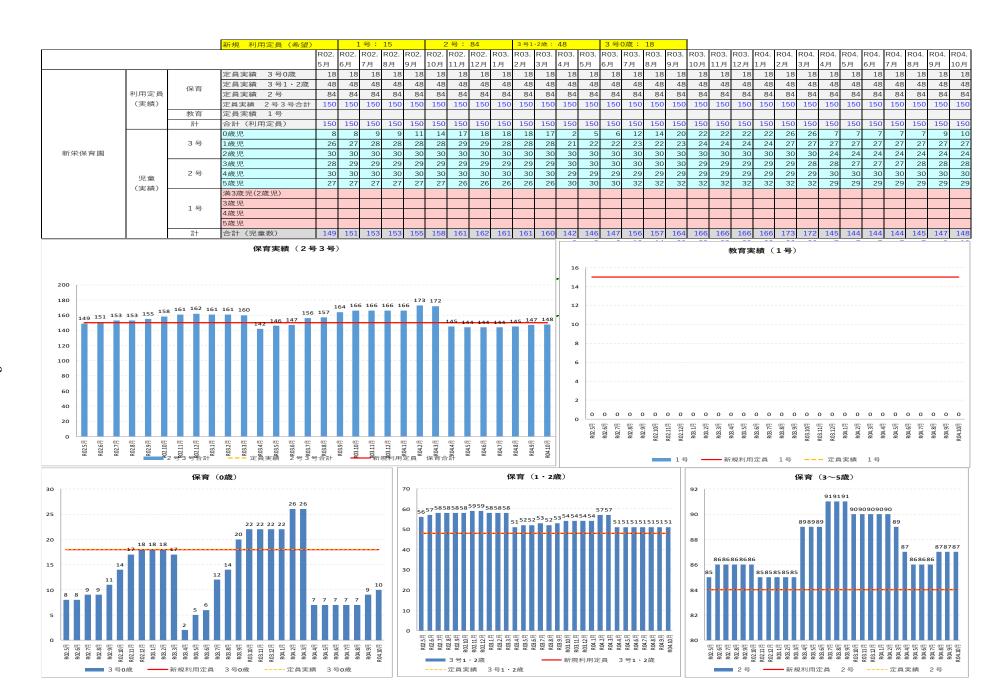
【参考 幼保連携型と保育所型の主なちがい】

	法的性質	職員の要件
幼保連携型	学校 かつ 児童福祉施設	保育教諭 (幼稚園教諭と保育士資格 の両方が必要)
保育所型	児童福祉施設	[満3歳未満に従事する場合] 保育資格が必要 [満3歳以上に従事する場合] 幼稚園教諭と保育士資格の併有が望ましいが、 いずれかでも可

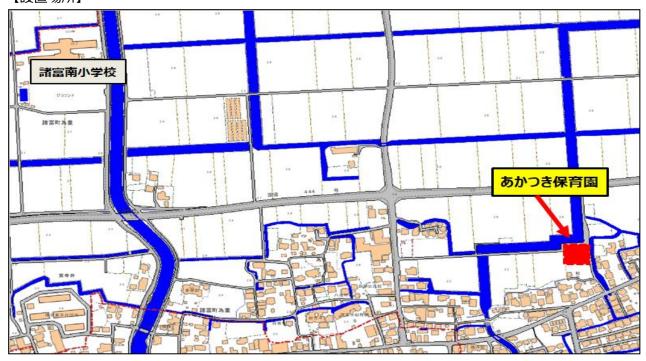
名称	しんえいほいくえん 新栄保育園								
事業類型	認定こども園(保育所	認定こども園(保育所型)※認可保育所からの移行							
申請者	社会福祉法人 佐賀新栄会								
設置場所	佐賀市鍋島町大字八戸1064番地								
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
利用定員	1号	_	_	3人	4人	4人	4人	15人	
	2号、3号	18人	24人	24人	28人	28人	28人	150人	
開園日	令和5年4月1日(予定)								



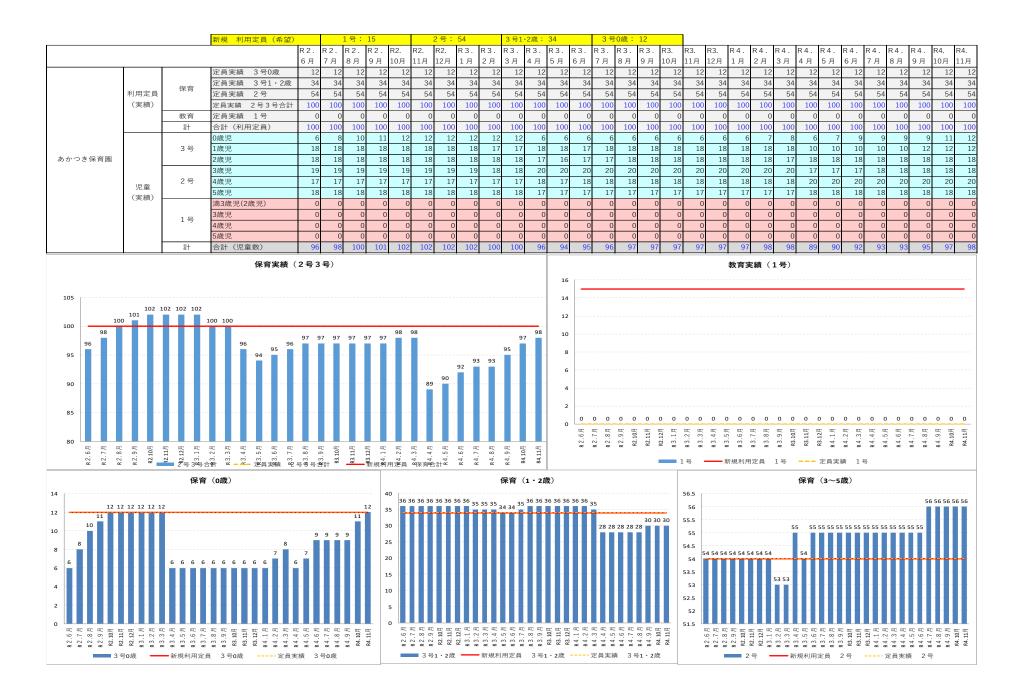
		利用定員					
施設名	新栄保育園	1号	2号	3号 1·2歳	3号 0歳	合計	
現状	保育所		84	48	18	150	
令和5年4月1日以降	認定こども園(保育所型)	15	84	48	18	165	
変動(今回の設定-現状)			0	0	0	15	



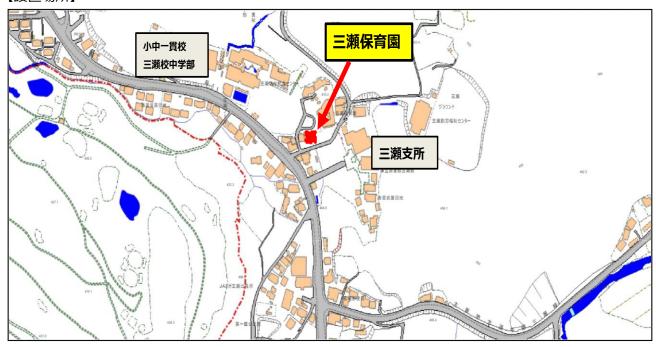
& 1h	あかつきほいくえん									
名称	あかつき保育園									
事業類型	認定こども園(保育所型)※認可保育所からの移行									
申請者	社会福祉法人 諸富福祉会									
設置場所	佐賀市諸富町大字為重457番地									
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
利用定員	1号	ı	ı	0人	5人	5人	5人	15人		
	2号、3号	12人	16人	18人	18人	18人	18人	100人		
開園日	令和5年4月1日(予定)									



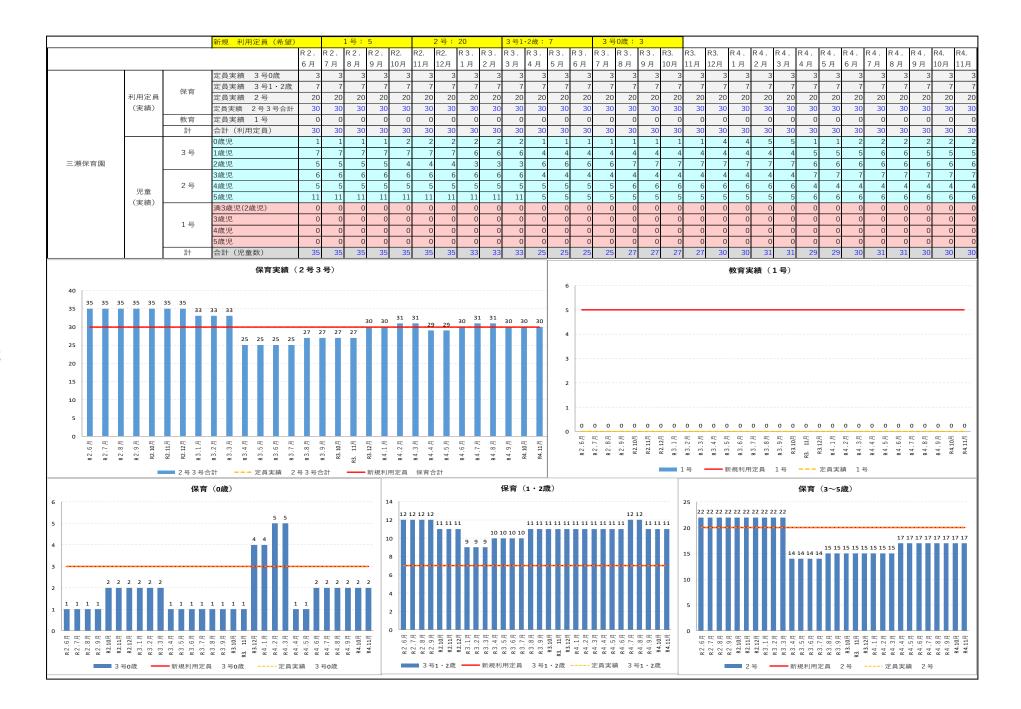
15-B 5		利用定員					
施設名	あかつき保育園	1号	2号	3号 1·2歳	3号 0歳	合計	
現状	保育所 (施設型給付)		54	34	12	100	
令和5年4月1日以降	認定こども園(保育所型)	15	54	34	12	115	
変動(今回の設定-現状)			0	0	0	15	



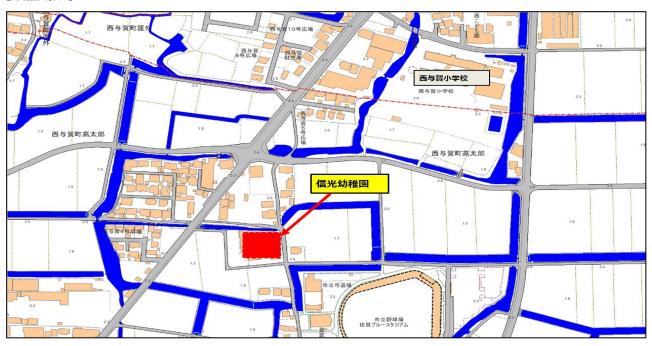
<i>4</i> - 11-	みつせほいくえん								
名称	三瀬保育園								
事業類型	認定こども園(保育所型)※保育所からの移行								
申請者	社会福祉法人 三瀬保育園 								
設置場所	佐賀市三瀬村三瀬2769番地								
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
利用定員	1号	1	1	1人	1人	1人	2人	5人	
	2号、3号	3人	3人	4人	6人	7人	7人	30人	
開園日	令和5年4月1日(予定)								



16-5 6		利用定員					
施設名	三瀬保育園	1号	2号	3号 1·2歳	3号 0歳	合計	
現状	保育所		20	7	3	30	
令和5年4月1日以降	認定こども園(保育所型)	5	20	7	3	35	
変動(今回の設定-現状)			0	0	0	5	



名称	しんこうようちえん 信光幼稚園								
事業類型	認定こども園(幼保連携型)※幼稚園型(施設型給付)からの移行								
申請者	学校法人祐正学園								
設置場所	佐賀市西与賀町大字高太郎125番地6								
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
利用定員	1号	_	_	6人	6人	6人	6人	24人	
	2号、3号 3人 6人 6人 7人 7人 7人 36人								
開園日	令和5年8月1日(⁻	予定)							



16-77 6		利用定員					
施設名	信光幼稚園	1号	2号	3号 1·2歳	3号 0歳	合計	
現状	幼稚園 (施設型給付)	35				35	
令和5年8月1日以降	認定こども園(幼保連携型)	24	21	12	3	60	
変動(今回の設定-現状)			21	12	3	25	

						在籍り	見童 数			
信光幼稚園 年齢 I		R04.4月	R04.5月	R04.6月	R04.7月	R04.8月	R04.9月	R04.10月	R04.11月	
		満3歳児(2歳児)	1	1	2	5	5	5	5	5
	新 2 号以外	3歳児	3	3	3	3	3	3	3	3
	机乙亏以外	4歳児	8	8	8	8	7	7	8	7
		5歳児	1	1	1	1	1	1	1	1
1号		小計	13	13	14	17	16	16	17	16
12		3歳児	3	3	3	3	3	3	3	3
	新2号	4歳児	5	5	5	5	5	5	4	5
	保育の必要性あり	5歳児	4	4	4	4	4	4	4	4
		小計	12	12	12	12	12	12	11	12
		合計	25	25	26	29	28	28	28	28

あり

在籍児童数

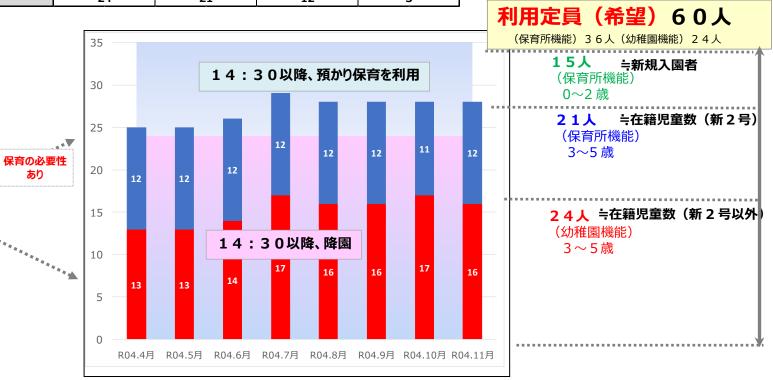
利用定員(希望)	1号	2号	3号 (1·2歳)	3号 (0歳)
	24	21	12	3

①全体の定員は、25人増加

※移行前35人 → 移行後60人

②定員の内訳は、在籍児童の属性等による

※グラフ参照



障がい児の受け入れに対する補助事業等の実施状況

障がい児保育経費 (私立保育園・認定こども園)

※認定こども園の主に保育認定園児が対象

〇事業内容

私立保育園、認定こども園に通園できる障がいのある児童を保育園等で受け入れ、障がい児の通園の機会を拡充することによって、多様化する保育需要に対応するため。

障がいのある児童には保育士等が手厚く関わる必要があるなど経費がかかるため、その経費の一部を補助する。

〇保育園 実施状況、補助実績

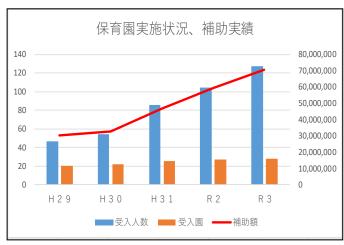
(単位:円)

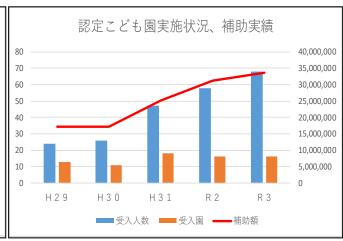
	H 2 9	H30	H 3 1	R 2	R 3
受入人数	47人	54人	86人	104人	127人
受入園	20園	22園	25園	2 7 園	28園
補助額	30, 502, 823	32, 794, 130	46, 875, 482	59, 467, 369	70, 526, 904

〇認定こども園 実施状況、補助実績

(単位:円)

	H 2 9	H30	H 3 1	R 2	R 3
受入人数	2 4 人	26人	47人	58人	68人
受入園	13園	1 1 園	18園	16園	16園
補助額	17, 213, 360	17, 126, 660	25, 232, 108	31, 251, 730	33, 647, 731





障がい児教育経費(幼稚園・認定こども園)

※認定こども園の主に教育認定園児が対象

〇事業内容

障がい児の就園の機会を拡充することによって、障がい児の健全な発達を助長するため、本市に設置されている私立の幼稚園及び認定こども園の設置者が行う障がい児教育に要する経費に対して補助金を交付する事業

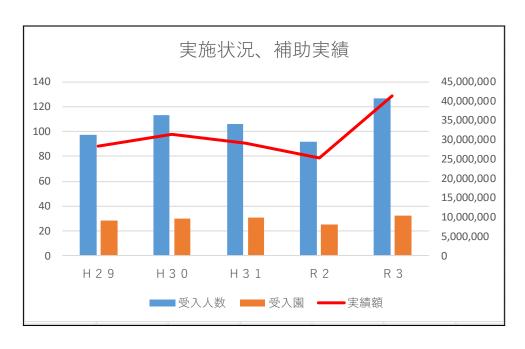
• 補助対象経費

- (1) 障がい児教育のために必要な人件費(役員報酬及び退職金支出を除く)
- (2) 障がい児教育のために必要な教育管理に要する経費
- ※他に受ける補助金収入相当額を除く。

(補助金額を算定する際は、補助対象経費から県の補助金額を除いて計算)

〇実施状況、補助実績

	H 2 9	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3
			/R 1		
受入人数	97人	113人	106人	92人	127人
受入園	28園	30園	3 1 園	25園	3 2 園
実績額	28, 333, 398 円	31, 315, 980 円	29, 025, 825 円	25, 391, 997 円	41, 359, 866 円



医療的ケア児保育支援事業

〇事業内容

保育施設等において必要となる医療的ケアを実施するために、佐賀市が委託した訪問 看護ステーション等から看護師又は准看護師を派遣する。(医療的ケアの実施に必要な時間帯のみ)

〇対象となる児童

次のいずれにも該当する児童

- (1) 集団保育が可能である児童(2号・3号認定)
- (2) 日常生活を営むために医療を要する状態にある児童であって、保育施設等において 医療的ケアが必要である児童

〇医療的ケア実施状況

	O歳	1歳	2歳	3歳	4 歳	5歳	合計	園数
人数	1人	1人	1人	0人	2人	0人	5人	4 園

※ 受け入れ児の主なケア:経管栄養、インスリン注入の見守り

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況

現 状

- ○保護者が仕事等により昼間家庭いない小学校の児童を対象に、学校の余裕教室、専用館、児童館等を利用して、市内34小学校区及び佐賀大学教育学部附属小学校(直営33クラブ、委託7クラブ)で放課後児童クラブを開設している。
- ○実施場所の確保と指導員の増員により登録児童数を増やしつつ、待機が発生 している校区では、児童クラブの運営を保育施設や民間企業に委託すること で、待機児童解消を図っている。



登録児童数・待機児童数の推移

課題

○利用ニーズへの対応

少子化が進行する中においても、共働き世帯の増加などより、放課後児童クラブの利用ニーズは年々高まっている。

○4年生以上までの受入れ拡大

(現状) ・3年生までの受入れ → 27/35校区(77%)

・4年生以上まで受入れ → 8/35校区(23%) ※うち6年生までの受入れ・・・4校区

○実施場所と指導員の確保

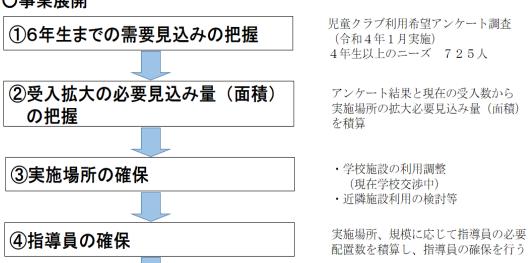
特別支援学級の増加等により学校内での実施場所の確保が困難であることに加え、人手不足による指導員の確保が難しい状況

今後の進め方

引き続き、実施場所と指導員の確保に努めるとともに、保育施設や民間企業への委託も視野に入れながら、保護者ニーズに対応できるよう6年生までの受入れを進める。

待機児童解消・4年生以上の受入拡大に向けた事業の展開

〇事業展開



実施場所及び指導員が確保できた校区から受入拡大を順次進める